

ジック株式会社
売買契約約款

改定：2019年6月3日
特記追加：2020年3月23日
再改定：2022年11月1日
一部訂正：2023年3月31日
特記削除：2023年6月30日

この売買契約約款は、ジック株式会社（以下「売主」といいます。）によって遂行されるすべての製品の引渡しと役務の提供に関する申込と契約の一部であり、買主との合意および買主によるこれら製品の引渡しと役務提供の注文の元になるものです。買主が発注し、それに対して売主が承諾した時点でこの売買契約約款は、買主と売主との間の個別契約を構成します。ただし、この売買契約約款は、買主と売主との個別の交渉と相互の合意に従うものであり、これらは置き換えることが可能であり、この売買契約約款の各条項の規定は、売主および買主が相互に修正できるものとします。かかる条項の修正または置き換えに関する個別の合意は、売主が書面で承諾することを要します。

第1条（基本原則）

売主および買主は、相互共栄の基本理念に基づき信義誠実の原則に従って社会の進歩と発展に貢献する目的で、本取引を行うものとします。

第2条（個別契約）

- 2-1 売主および買主は、相互の合意により、この約款に規定される各条項の一部の適用を除外するか、またはこの約款に規定される各条項と異なる条項を、別途締結される個別契約に項目ごとに規定する権利を有するものとします。
- 2-2 売主および買主間の個別契約は、売主から買主への発注の対象となる製品や役務（以下、「本製品」といいます。）の発注年月日、製品番号、数量、価格、納期および引渡し場所を規定した書面による発注書または同等の文書を、買主が売主に対して、配達、手渡し、発行、または送付し、売主が買主の発注書の内容に同意した後に、効力を生じるものとします。
- 2-3 買主による個別契約の変更または解除に起因して売主に損失が生じた場合、買主は売主の請求により、当該損失を賠償する法的責任を負うものとします。

第3条（価格）

- 3-1 売主は買主からの依頼に従い、可能な限り早急に見積書を買主に提出するものとします。
- 3-2 売主の見積価格は、売主および買主間で特別な合意がある場合を除き、買主によって指定された引渡し場所に納入するまでの梱包料、輸送費用、および買主による本製品の購入に必要とされるその他すべての費用を含むものとします。買主が保険の付与を要請した場合、売主は買主による費用負担で、適切な補償に対応する保険の付与をおこなうものとします。
- 3-3 売主が取り付け、組み立ておよび／または試運転を行うことを契約に基づき義務づけられる場合、買主は、引渡した製品の決められた代金に加えて、取り付け、組み立ておよび／または試運転の費用を、それら作業が遂行される時点で有効な価格表に従い負担するものとしますが、かかる定めと相反する合意をした場合はこの限りではありません。
- 3-4 売主が見積った本製品の価格が、物価変動により不適切となった場合、売主および買主は相互の合意によって、

見積価格を変更する権利を有するものとします。

第4条（支払い）

- 4-1 買主は、別途書面で規定された相互の合意による方法で、売主に契約代金を支払うものとします。別途定めのない限り、買主は売主が選択する方法、つまり、前払い、代金引換、または本製品が買主に引渡された月の月末締め翌月末に銀行振り込み、の何れかの方法により売主に代金を支払うものとします。
- 4-2 買主は、売主に対して反対債権を持っていて、それが議論の余地のないものであるか、裁判所により既判力をもって判決されたものであるか、または係争中の訴訟の後にそれが確定する場合に限り、売主への支払いを保留するか、または売主に対する債務と相殺する権利を有します。

第5条（納期）

- 5-1 納期とは、個別契約に従って、本製品が買主と合意した納入場所に引渡される指定日を意味し、売主は個別契約に規定された本製品の納期を厳格に守るものとします。ただし、売主の責に帰することのできない理由によって引渡しが遅延した場合、売主はいかなる責任も負わないものとします。売主に引渡しおよび役務提供の締切日および納期を遵守させるためには、合意された支払い条件およびその他の義務を遵守することと同様に、買主が行うべきこと、とりわけ必要な書類を提供し、許認可（特に、得られる見通し）を得ることを、遅れずに履行することです。もし、これらの前提条件が期限通りに充足されない場合、当該期限および納期はそれに応じて延期される場合があります。
- 5-2 売主の責に帰することのできない事由、例えば、不可抗力または売主の統制が及ばないその他の混乱（COVID-19 の様な感染症の蔓延または放射能汚染など深刻な健康被害、戦争、テロ攻撃、暴動その他類いの脅威、ならびに労働紛争[売主の下請人における労働紛争を含む]、海上輸送の遅延、輸出入の制限、または業務上の混乱など政府の行為）により引渡しが遅延した場合、売主はいかなる責任も負わないものとし、両当事者は、不可抗力事由の期間、及び不可抗力の事由が解消し正常な状況に回復するまでの間、売主が行う履行期間が延長されることに同意するものとします。
- 5-3 買主が契約を解除する当然の権利を有する場合、買主は、売主の求めに応じて、合理的な猶予期間を設定後、本製品の引渡しを要求するか、あるいは売主の納期遅延を理由に本契約を解除することを希望するかを妥当な期間内に宣言するものとします。
- 5-4 本製品の引渡しが遅延することが予想される場合、売主は直ちに買主に相談するものとします。売主の責に帰すべき事由により本製品の引渡しが遅延し、その結果買主が被害を被った場合、買主は、売主に損害の賠償を請求することができます。かかる遅延に対する買主の唯一の救済手段としての賠償金額は、買主が実際に被った損害について遅延 1 週間につき該当する個別契約の金額

の 1 パーセントを上限とし、該当する個別契約の合計金額の 5 パーセントを超えないものとします。最終的には両当事者間の協議により個別に決定するものとします。

5-5 買主にとって合理的である場合、分割納入は許可されます。

第 6 条 (入荷検査と検収)

6-1 買主は、売主との事前の話し合いで合意した検査方法および検査基準に従って引渡し後速やかに本製品を検査するものとし、前記の検査 (以下「製品の検査」といいます。) に合格した本製品のみを受け入れるものとします。買主は、引渡し後 5 営業日以内に検査に合格しなかった本製品について書面で売主に通知するものとします (以下「拒否通知」といいます。)。売主が引渡し後 5 営業日以内に買主から拒否通知を受け取らなかった場合、買主は、納入された本製品を受け入れたとみなされるものとします。売主は、拒否通知を受け取った後に、交換品を納入するか、または修理もしくは代金割引を行うかいずれかを、売主自身の裁量で決定するものとします。また、買主が拒否通知を提供せずに本製品を使用し始めた場合、買主は、当該本製品を受け入れたとみなされるものとします。売主が交換品を納入すると決定し、個別契約において指定された納期の後で引渡し完了した場合、売主は、納期の遅延について責任を負わないものとします。

6-2 上記第 6-1 条の規定にかかわらず、売主および買主が本製品の検査を省略することを事前に合意した場合、買主は、売主から買主への引渡し後、直ちに本製品を受け入れるものとし、引渡された本製品の検査を省略したことにより、当該本製品の検査を行ったと見なすものとします。

6-3 上記第 6-1 条および第 6-2 条にかかわらず、買主は、本製品の検査の結果、引渡された本製品が品質面で個別契約の内容に適合しないと判断した場合には、本製品が買主に引渡された日から 1 ヶ月以内に書面により売主に通知した場合に限り、売主の同意が得られれば、買主は適切な割引をもって、前記の本製品の一部または全部を受け入れることができます。値引きの金額は売主および買主間の合意により決定するものとします。

6-4 取り付け、組み立てまたは試運転について合意した場合、その範囲内において、買主は、適宜、下記のことを自己の費用負担で提供するものとします。

- a) 組み立て、取り付けおよび試運転に要する物品および材料 (足場材料、ウェッジ、潤滑油、燃料など)
- b) 運転場所での運転用の動力および水 (必要な接続、暖房装置および照明を含む)
- c) 取り付け場所の特殊な状況に応じて必要な防護服および保護装置

6-5 買主は、作業の開始前に、隠蔽された電気配線、ガスもしくは水道の配管、または類似の構築物の場所に関する必要な仕様書、および必要な静的仕様 (Static Specifications) を、要請がなくとも提供しなければなりません。

6-6 取り付けまたは組み立て作業の遂行に必要な無償支給の機材およびその他すべての本製品は、当該作業が開始される前に現場に置かれていなければならない、取り付けまたは組み立てスタッフが現場に到着後に打合せ内容どおり作業を開始し、中断なく作業を完了することができる状態になるよう、予備作業がなされている必要があります。現場への進入路および現場自体は、舗装され、障害物がなく、自由に立ち入ることができなければなりません。

6-7 売主の責に帰すことのできない事情により取り付け、組

み立てまたは試運転が遅延した場合、買主は、取り付けまたは組み立てスタッフの待機時間から生じる待機費用または必要な交通費を、合理的な範囲について負担する義務を負うものとします。

6-8 売主から要請があれば、買主は、組み立てスタッフの労働時間を、取り付け、組み立てまたは試運転の完了時刻と同じく、書面で記録・確認するものとします。

6-9 売主は、本製品の納入、取り付け、組み立てまたは試運転の完了後に作業対象物の受け入れを買主に要求することができます。売主が、役務提供の完了後に作業対象物の受け入れに必要な合理的な時間的猶予を買主に与え、買主が、作業対象物の中に重大な不具合が少なくとも 1 点存在するなどの理由で、当該期間内に作業対象物の受け入れを拒否しなかった場合、その作業対象物は買主によって受け入れられたとみなします。両当事者が合意した試験期間の後で作業対象物が使用されていた場合があったとしたら、そのときも、作業対象物が買主によって受け入れられたとみなします。

第 7 条 (危険負担の移転)

7-1 危険負担は、引渡しの完了とともに売主から買主に移転するものとします。売主が取り付け、組み立てまたは試運転も引き受けた場合、危険負担は、本製品の取り付けまたは組み立てる場所への納入とともに買主に移転するものとします。

7-2 納入する本製品の発送、または取り付け、組み立てもしくは試運転が、買主の責に帰すべき事由により遅延したか、または行われなかった場合、危険負担は、当該遅延が発生していなければ売主から買主に移転していたはずの時点で買主に移転するものとします。

7-3 売主は、買主からの要請があれば、買主の費用負担で、輸送、火災もしくは水害に起因する破損、損害および盗難に備えて、または保険の対象となるその他のリスクに備えて、引渡す本製品に保険を掛けるものとします。

第 8 条 (ノウハウの秘密保持)

8-1 売主または買主は、本契約の相手方から受領し、「秘密 (または同等の文言)」と記載された秘密情報 (以下、「秘密情報」といいます。) を、いかなる人物、企業または法人にも開示しないものとし、本契約の相手方に対する本製品の見積書の作成と提出のための評価以外の目的で、または当該情報が以下に該当するものを除き、自らの利益のために使用しないものとします。

- a) 開示した当事者によって受領した当事者に伝達された時点で、受領した当事者が所有していたか、既知であったもの
- b) 開示した当事者によって受領した当事者に伝達された後に、受領した当事者の過失によることなく公知となったもの
- c) 開示した当事者から受領した当事者に伝達された時点で、公知であったもの
- d) 開示した当事者から受領した当事者に伝達された後に、守秘義務を負うことなく受領当事者に合法的に伝達されたもの

8-2 その他の場合、買主は、公開非公開の別なく売主の製品等の観察、研究、逆アセンブル、逆コンパイル、複製、リエンジニアリングおよび/またはリバースエンジニアリングまたはテストの結果として、秘密情報または企業秘密を使用または開示することは許可されないものとします。

8-3 秘密情報は、契約上の目的の達成のために知る必要があり、かつ、少なくとも本契約と同等の条件に基づき非開示の義務を負っている買主の従業員のみを提供することができます。開示した当事者から要求があった場合、すべての秘密情報全体 (もしあればコピーまたは記録

を含む)は、遅滞なく返却または破棄されなければならず、その使用は直ちに中止されなければなりません。

第9条 (契約不適合責任)

- 9-1 売主は買主に販売する本製品が、規定の仕様を満足していることを保証する責務があります。本製品の契約不適合責任の期間は、買主への本製品の引渡し後 1年間とします。
- 9-2 買主は、品質に関する不備を発見したときは売主に対して遅滞なく文書で通知するものとします。
- 9-3 品質に関する不備があることが判明した品目または役務提供については、売主の選択により、無料で修理または再納入するものとします。買主は、引渡しされた品目の機能に影響を与えない、または軽微な影響のみを与える不具合を持つ品目については、その引渡しを拒絶する権利を有しないものとします。
- 9-4 買主は、必要な救済措置および交換を行うために要する時間および機会を売主に与えるものとします。しかし、操作上の安全性が危険にさらされる場合または品質の不備とは不釣り合いに過大な損害が発生することを防止するために、急を要するときに限り、買主は、当該不備を自ら是正するか、または第三者に是正させ、発生した費用を払い戻すよう売主に要求する権利を有します。売主は、かかる場合に遅滞なく通知を受けるものとします。
- 9-5 是正措置が合理的な期間内に完了しないか、または不首尾に終わった場合、買主は、本契約を解除する権利を有します。不備が軽微なものである場合、買主は、価格割引の権利のみを有します。その他の場合、価格割引の権利は買主に与えられないものとします。
- 9-6 売主は、修理または交換により生じる費用のうち、(苦情が合法的であることを前提として) 交換部品の費用(発送費を含む)を負担するものとします。さらに売主は、組み立て作業員および補助要員が必要な場合にこれらの者を派遣する費用(交通費を含む)を負担するものとしますが、かかる費用が当該不備とは不釣り合いなほど過度な負担を売主に課す場合は、この限りではありません。
- 9-7 不備ある引渡し品目の除去と修理・交換した品目の据え付けまたは取り付けに伴う買主への払い戻し請求額は、当該品目の契約価格(正価)の50%までを限度とします。
- 9-8 本契約では品質に関する不備は以下の場合には適用されないものとします。
不適切または誤った使用、買主または第三者による誤った組み立てまたは運用、摩耗、誤ったまたは不注意な取り扱い、誤ったメンテナンス、不適切な装置の使用、売主に起因する場合を除く電気化学的または電気的影響
- 9-9 買主または第三者による不備の是正が不適切であった場合、売主は、その結果について責任を負わないものとします。この規定は、売主から事前の承認を得ずに買主または第三者が引渡された本製品を変更した場合にも適用されます。

第10条 (知的財産権)

- 10-1 売主は、全ての著作権と知的財産登録権を留保します。秘密情報を含む本契約に基づき提供される文書は、売主に帰属します。図解、図面、技術仕様書およびその他の文書等、申し入れに関して添付する書類は、売主の財産権および著作権の対象であり、買主には、上述の書類へのアクセス・閲覧を第三者に許可する権利はありません。
- 10-2 売主が本契約第10-1条に関連して、第三者の知的財産権を侵害した、または侵害を申し立てられた場合、

売主は遅延なく、書面で買主に通知するものとします。

- 10-3 本製品の使用により、知的所有権または著作権の侵害が生じた場合、売主は自らの費用負担で、当該知的財産権侵害を訴えた第三者から買主に当該知的財産権の使用許諾が与えられるようにするか、または買主が受け入れ可能な方法で、本製品を当該知的財産権侵害を回避するように改造すると同時に、第三者の知的財産権のさらなる侵害の回避を図るものとします。
- 10-4 上記の措置が経済的に適切な条件で、または妥当な期間内に実行不能な場合、買主は契約を解除する権利を有するものとします。前記の要件を条件として、売主にも契約を解除する権利が与えられるものとします。
- 10-5 さらに 売主は本製品の使用による知的所有権の侵害に起因する、第三者からの有効な訴え、またはそれに基づく法的拘束力のある決定から買主を保護するものとします。
- 10-6 上述の売主の法的責任は、以下の場合のみ適用されるものとします。
- (1) 第三者が買主に対して知的財産権の侵害を申し立てた場合に、当該第三者が主張する申し立てについて、買主が遅滞なく書面で売主に通知している場合であり、かつ、
 - (2) 買主が当該侵害の事実を認めず、当該侵害への訴えまたは請求に対するすべての対処が売主にゆだねられている場合
 - (3) 買主に知的財産権侵害に対する責任がない場合であり、かつ、
 - (4) 当該侵害が、買主が指図した特殊な仕様、または売主が予期しないアプリケーションでの使用、または買主が製品に改変を加えた場合、または売主によって納入されたものでない製品と組み合わせ使用したことにより起因して生じたものではない場合
 - (5) 本製品の納入後 1年以内に上記第(1)号で述べられた買主による書面の通知が売主にもたらされた場合

第11条 (所有権留保)

- 11-1 引渡しされた本製品に対する買主による支払いが完済されるまで、当該本製品は留保製品として、その所有権は売主に留保されます。
- 11-2 本製品の所有権が売主に留保されている間は、そのことをあらかじめ転売予定の第三者に知らせることが買主に義務づけられます。
- 11-3 本条にて売主が引渡しされた本製品の所有権留保を主張することは、売主が当該契約を解除する権利を行使することを意味しません。
- 11-4 前記 第11-1条に規定されるとおり、留保製品として売主に所有権が留保されている本製品に対して、第三者が所有権またはその他の権利を主張した場合、買主は当該第三者によって主張された申し立て、または講じられた法的手段について遅滞なく売主に通知するとともに、売主を当該第三者による申し立てから保護し、売主の所有権維持を支援するため、買主の費用負担であらゆる手段を講じるものとします。

第12条 (ファームウェア搭載製品に関する特約)

- 12-1 本契約の下で引渡される製品や提供される役務の成果物にファームウェア(以下「本ファームウェア」といいます。)が搭載されている場合、売主は、その搭載されて引渡されたまたは提供されたファームウェア(その関係書類を含む。)を使用する恒久的な権利(但し、非独占的でサブライセンス不可)を買主に付与します。その権利は、搭載されるそれぞれの納入品目と一体の状態であれば他に譲渡可能です。

この著作権は、売主との契約で合意された使用目的に限り行使できます。買主は、本ファームウェアの改造、逆コンパイル、リバースエンジニアリング、またはその一部分の抜き取りを行ってはなりません。本ファームウェアとは、引渡される品目に搭載されているソフトウェアであって、当該品目の基本的機能を維持するのに必要なものです。本ファームウェアでなく、客先でインストールが行われる所謂「オンプレミス」ベースで提供されるソフトウェアについては、「ソフトウェア製品の提供に関する一般取引条件」(“AVB ソフトウェア SICK”、www.sick.com にて入手可能)が優先適用されます。オンラインでの利用のために提供されるソフトウェアと役務提供については、「SaaS として提供されるソフトウェアに関する一般取引条件」(“AVB SaaS SICK”、www.sick.com にて入手可能)が優先適用されます。買主が他のプロバイダーのソフトウェアまたはファームウェア(サードパーティーソフトウェア)の提供を受けている場合で、同時に、売主もかかる他のプロバイダーからサードパーティーソフトウェアの使用を許可されているとした場合、その限りに於いて、売主は当該他のプロバイダーが売主に付与しているサードパーティーソフトウェアの著作権の範囲を超える著作権を買主に付与することはありません。

- 12-2 買主は、ファームウェアの全部または一部が正しく動作しない場合に備えて、妥当な予防措置(毎日のデータ・バックアップ、故障診断、データ処理結果の定期的見直し等)を講じることとします。買主が予防措置を講じていないことを前もって明示しない場合、売主は、売主が取得できる全データのバックアップを買主が行っているとの前提に立つことがあります。買主は、とりわけファームウェアのアップデート(特に：バグ修正、パッチ、アップデート、アップグレード等)のインストールに関連して、あらゆる設定とパラメータをアップデート前の状態と等しく確認することとします。
- 12-3 買主は、契約不適合責任期間中に無償で提供されるファームウェアの更新版について、その入手後に速やかにインストールすることとします。買主は、この義務に従わなかったことによって生じる損害、費用、請求(第三者からの請求も含む)から売主を免責するものとします。
- 12-4 買主は売主との間で別途明示的に合意を為さない限り、このような更新版は www.sick.com から入手することになります。売主は、更新の都度、買主に別個の通知を行うことはしません。
- 12-5 ファームウェアの更新版をインストールした場合、それと同時に、買主はその旧バージョンを使用する権利を失います。
- 12-6 オープンソース・ソフトウェア(OSS)が買主に提供される場合は、その限りに於いて、当該 OSS のライセンス条件が第 12-1 条の規定に追加して、またその規定に優先して適用されます。適用される OSS のライセンス条件によってソースコードの開示が求められる場合、売主は、場合によって書面による依頼に応じて、諸費用の支払いと引き換えに開示するものとします。売主は、使用するオープンソース・ソフトウェアについて、また関連する OSS のライセンス条件について買主に情報提供することが求められている場合、買主に情報を提供することとします。

第 13 条 (本契約の解除、および期限の利益の喪失)

13-1 以下のいずれかの事象が売主または買主に生じた場合、相手方は、当該事象を生じた当事者への通知なく、本契約の一部またはすべてを直ちに解除する権利を有するものとします。

- 13-1-1 本契約の規定に違反し、特定の期間内にその修正を求められたにもかかわらず、その期間内に修正を行えなかった場合。
- 13-1-2 振出した手形が不渡り処分を受けたとき、差し押さえ、仮差押え、強制執行、破産の申立て、民事再生または会社更生手続きの申立てまたは清算をしたとき。
- 13-1-3 財務状態が悪化した、または相手方にそう信じさせる可能性がある場合。
- 13-1-4 所轄官庁によって、許認可が取り消されたか、または営業を一時停止するよう命令が下された場合。
- 13-1-5 会社の解散、他の企業との合併、会社の分割、減資、または事業の全体、または重要な部分の譲渡を決議した場合。
- 13-2 売主または買主が第 13-1 条により本契約を解除しても、これによって自らが被った損害の賠償を相手方に請求することを妨げられないものとします。
- 13-3 売主または買主が、本条の第 13-1-1 号から第 13-1-5 号までのいずれかの事象に該当する場合、相手方に対する本契約の下での金銭債務について相手方からの通知または催告なしに当然に期限の利益を喪失し、当該債務の全額を相手方に直ちに返済する義務を負うものとします。

第 14 条 (損害賠償)

14-1 売主は、法的原因にかかわらず、以下の場合に限り買主に直接与えた損害の賠償責任を負うものとします。

- (1) 意図的であった場合
- (2) 重大な過失があった場合
- (3) 過失により人身/健康/生命に損害を与えた場合
- (4) 売主が不正に不備を隠匿していた場合
- (5) 日本の製造物責任法が定める身体への損傷または個人の財産への損害

上記以外の損害賠償の申し立て(付随的または結果的損害に対する申し立てを含みますが、それらに限定されません。)は除外されるものとします。

- 14-2 売主の賠償金額は、実際に発生した通常かつ直接の損害に対するものに限ることとします。売主によって予測される、あるいは予測されない特殊な事情から生じる損害や、逸失利益、データ、プログラムまたはその他の無形物に関する損害は賠償の対象とはなりません。本契約に関連して売主が支払う賠償金の合計額は、個別契約に基づいて販売された本製品に支払われた金額の合計額を超えないこととします。
- 14-3 上記の除外事項および制限は、役員、従業員、代表者、担当者、関連会社、サプライヤー、およびサプライヤーのライセンサーが負う責任にも適用されることとします。

第 15 条 (輸出)

- 15-1 本製品または本製品が取り付けられた機材を輸出する場合、買主は、引渡しを受ける各製品に適用されるそれぞれの輸出管理要件を順守する義務を負うものとします。買主が輸出規定に違反した場合、売主は、本契約を解除する権利を有します。
- 15-2 本製品または本製品が取り付けられた機材の引渡し、正式承認が求められる対象である輸出を含む場合、かかる承認が与えられる前に、本契約は成立したとみなされないものとします。買主は、承認を得た

め要するすべての書類を提供し、提出することを義務づけられるものとします。

15-3 買主は、要請があり次第（正式の要求でない場合でも）、用途および／または最終用途の証拠を提供することに同意します。

15-4 輸出管理を理由とする遅延により、引渡しの期間は、それに応じて延長するものとします。引渡しの期日は適宜延期するものとします。

第 16 条（調整、取消および終了）

16-1 第 5-2 条に定める不測の事態（不可抗力）により、本製品を引渡すことの経済的目的もしくは内容を大幅に変更してしまうか、または売主の業務に重大な影響が生じる場合、第 5-4 条の定めを前提として、本契約は、それに応じて誠実に調整されるものとします。かかる調整が経済的に合理性がない場合、売主は、本契約を解除する権利を有します。

16-2 買主の支払いが遅れた場合、あるいは、売主が、買主の経済状況の深刻な減衰を引き起こす、あるいは引き起こす可能性があり、その結果、買主の契約上等の義務の履行が不能になる危機にさらされるであろうとの情報を得た場合、または、その他の理由により買主が支払期日に支払義務を果たすことができない、または果たす意思がないと見られる場合、売主は、他の権利の行使が妨げられることなく、次の権利を行使することができます。

- a) 直ちに本契約を取消するか、終了する。または
- b) 本製品の引渡しを保留する、または、代金先払いの場合のみ製品の引渡し、または役務提供を続ける。後者の場合、第 11 条の規定は前払いによる引渡しには適用されないものとします。

16-3 買主が第 15 条または第 18 条の規定に違反した場合、売主は、契約のすべてまたは一部について、直ちに終了するか、取消することができます。買主に対する全ての請求権はこれによって影響は受けないものとします。

第 17 条（遅延損害金）

17-1 買主が、本契約等に基づく金銭債務の弁済に遅延した場合、買主は、支払期日の翌日から支払済みに至るまでの期間について、（1 年を 365 日として日次ベースで）年 14.6%の遅延損害金を売主に支払うこととします。

17-2 買主の支払遅延により追加の損害が売主に生じた場合、売主は、買主による当該損害について賠償を請求する権利を有します。

第 18 条（汚職防止）

買主は、贈収・汚職防止に関して適用される国内外全ての法令を遵守することとします。特に、例外なく、買主は、公務員との関係を含めて、賄賂またはその他の不正支払いの申し出、約束、付与、要求または受け取りを行わないこととします。

第 19 条（反社会的勢力の排除）

19-1 売主と買主はお互いに、次の事項を相手方に誓約することとします。

19-1-1 自らが、暴力団、暴力団員、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋、知能犯罪専門の暴力団およびこれらに準ずる者（以下総称して「反社会的勢力」という。）でないこと。

19-1-2 自らの役員（取締役、監査役、顧問および役職名の如何を問わず経営に実質的に関与している者。以下同様。）のいずれもが反社会的勢力でないこと。

19-1-3 反社会的勢力が自らの名前を使って本契約を締結させないこと。

19-1-4 反社会的勢力と次の関係を持たないこと。

19-1-4-1 自らもしくは第三者のために不正な利益を得る目的、または第三者に損害を与える目的のために反社会的勢力を利用していると認められる関係

19-1-4-2 資金等の提供または便宜供与により、反社会的勢力と協力する、またはその保持または運営に関与があると認められる関係

19-1-5 自らまたは第三者を利用して、本契約に関連して次の行為をしないこと。

19-1-5-1 相手方に対する脅迫的言動文言や暴力的行為を用いること。

19-1-5-2 偽計または威力を用いて相手方の事業を妨害する、または信用を棄損すること。

19-2 相手方が次の項目のいずれかに該当する場合、売主・買主は共に、相手方への通知を要せず本契約および個別契約を解除できることとします。

19-2-1 第 19-1-1 号 から第 19-1-4 号に述べる誓約事項に違反したと判明した場合

19-2-2 第 19-1-5 号に述べる誓約事項に違反する行為をした場合

19-3 前項の規定にしたがって本契約および個別契約が解除される場合、解除当事者は、この解除により相手方が被るいかなる損害についても賠償または補償する義務を負わず、この解除の結果、解除当事者が損害を被る場合は、相手方はこの損害を賠償する義務を負うものとします。

第 20 条（残存条項）

本契約の終了理由にかかわらず、売主と買主は、本契約第 11 条に従って以下の条項は本契約の終了後も残存し、効力が維持されることに同意するものとします。

- 1) 第 8 条（ノウハウの秘密保持）
- 2) 第 10 条（知的財産権）
- 3) 第 11 条（所有権留保）
- 4) 第 13 条（本契約の解除、および期限の利益の喪失）
- 5) 第 14 条（損害賠償）
- 6) 第 16 条（調整、取消しおよび終了）
- 7) 第 17 条（遅延損害金）
- 8) 第 19 条（反社会的勢力の排除）
- 9) 第 21 条（準拠法）
- 10) 第 22 条（管轄裁判所）
- 11) 第 23 条（和解のためのさらなる協議）

第 21 条（準拠法）

本契約は、日本の法令の判断基準に準拠し、これに従い解釈されます。国際物品売買契約に関する国際連合条約（CISG）の適用は、排除するものとします。

第 22 条（管轄裁判所）

売主および買主は、本契約の解釈および履行に関して生じたすべての紛争に関して、売主の本社所在地を管轄する裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。ただし、売主は、買主の事業所が存在する場所を管轄する裁判所で訴訟を提起する権利も有します。

第 23 条（和解のためのさらなる協議）

売主および買主は、本契約に記載されていない本契約の締結以前に為された合意内容および本契約の各条項の解釈および履行から生じたすべての論争に関しては、誠意を以て協議を行い、これを解決するものとします。